

笠置町監査委員告示第6号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和5年7月25日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日 時	令和5年5月29日(月) 午前9時から午後0時30分まで
場 所	笠置町役場2階 議員控室
監 査 対 象	1 令和4年度指摘事項に対する対応について(続)
収受資料等	・地域活性化起業人の活動内容(観光担当分) ・歳出予算差引簿(地域活性化起業人事業分)

2. 監査内容

令和4年度に実施した定期監査において監査委員より指摘した事項に対する各課の対応状況について改めて確認をするため本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

令和4年度指摘事項に対する対応について

(いこいの館の方向性について)

前回の4月定期監査において監査委員として意見を付した内容について、行政内で再度検討した結果、地域活性化起業人を採用することにより実践的かつ継続的な事業展開が見込まれるためコンサルティングへの委託を取り下げる旨を伺っている。

行政として、いこいの館が目指す方向性を一定示されているわけであるが、笠置町及びいこいの館の価値の最大化を図るためにどのような施設とするのか具体的な説明が為されないことには起業人として十分なパフォーマンスが発揮されないことが懸念される。起業人が単に事務の一翼を担うことに留まるのではなく、全てをいこいの館に打ち込んでもらえる気概のある方を是非とも採用されたい。

(四季彩祭実行委員会の方向性について)

4月に開催された四季彩祭実行委員会において、さくら祭りの終了を以って四季彩祭実行委員会の会長職を辞任する旨を伝えたと伺っている。辞任することにより行政の意見に捉われない自由な議論や発想、活気が生まれるとのことであった。また、四季を彩る4つのイベントについては、各々で実行委員会を立ち上げてもらいたいと考えているが、6月開催予定の総会において諮る必要があるとの説明があった。

本件については、以前から意見を付してきた経緯があるが、町長が会長職に就くことは、余りにも行政の意向が実行委員会に反映され過ぎるきらいがあることから、会長職を退くべきであると考えられる。それ故に、実行委員会を分解して有志並びに関係者により組織することが本来のスキームであると言える。利益相反の問題についても認識をお持ちであれば、早々に総会を開催された上で組織改編をされたい。

(サテライトオフィス等の活用方法について)

令和4年度におけるサテライトオフィスの利用については、町内外合わせて21件の利用で、7,010円の収入であったと伺っている。今後は、起業家等に積極的に施設を紹介した中で内覧を実施するとともに幅広い利活用及び利用者の拡充に努

めたいとのことであった。また、大学ゼミにおける利活用という提案もあったものである。

本件については折角、建設した施設であることから、維持・管理費に見合う収入を得ることが費用対効果としては当然必要なわけだが、利用が少ないままで単に施設を維持・管理するよりは、目的外であったとしても利活用を考える必要性はあると思われる。様々な設備も揃っており施設としての利用価値・魅力があることから、大学ゼミ等の利活用も含め利用促進に努められたい。まずは、広報素材となる施設概要を記載したパンフレットを作成するのも一つではないだろうか。

また、京都市内の起業家等に向けて営業をしていると伺っているが、笠置キャンプ場は人材の宝庫で多種多様な職種の方がいることから、そちらも是非活用されたい。施設の活性化のため機会を窺った上で、足を使って積極的に行動を進めてもらいたい。その上で今年度においてどのような実績が上がったのかを3月に伺いたい。

(いこいの館に係る裁判について)

いこいの館の裁判に係る和解については、和解に至るまでの経過をとりまとめてホームページに掲載をしているところであるが、ホームページを閲覧できない住民向けに紙媒体により全戸回覧をする予定であると伺っている。

本件については町長と総務財政課との間において協議、調整があったとのことであるが、そもそもホームページに掲載している文章を作成したのは商工観光課であることから、ホームページとの整合性の確認等を含め商工観光課とも情報共有すべきであったことについては異論の余地はない。組織として共通理解を持った上で住民に報告すべき内容であることを再度認識されたい。

なお、和解に係る費用を税金で補填することについて、如何なる正当性があったのかを示されておらず、責任の所在がなおざりになっているのではないかと懸念される。その当時はやむを得なかったという判断を笠置町が下したとのことであれば、そこにはどのような問題があり、それをどのように検証したのかを説明されないことには埒が明かない。税金で対応するがための証明を得るために裁判をしたと考えられてもやむを得ないのではないか。現状、大多数の住民から本件について、問題提起されていないのであれば、それは一定の理解が示されたことと同義であること

から、これは一監査委員の意見として捉えておいていただきたい。

(地域活性化起業人について)

地域活性化起業人に係る実績報告について提出を求めたところ、町長が作成された書面を収受したわけであるが、内容についても不明瞭で到底納得のできる書類ではなかった。どのような根拠を元に公金を支出しているのか疑問であることから本件については活動内容・成果等を十分に精査の上、改めて資料提出をされたい。